

母子栄養食品配付について

母子栄養食品配付は、妊産婦及び乳児に対して、栄養強化を目的に市が無料で乳製品を配付する制度です。

1. 対象者

対馬市にお住まいの方で、生活保護世帯または15年度の市民税が非課税か均等割課税のみの世帯の妊産婦及び乳児（ただし、乳児については規定体重以下の乳児が対象者です。）

2. 配付する食品 牛乳・粉ミルク

3. 申込・問合せ先

上対馬支所健康福祉課	86	3111
上県支所健康福祉課	84	2311
峰町福祉保健センター	88	0001
豊玉支所健康福祉課	58	1114
美津島町福祉保健センター	54	2525
対馬市健康管理センター（厳原）	52	4888

ツシマヤマネコ保護活動支援事業

ツシマヤマネコの保護活動のひとつとして、九州地区獣医師会連合会が平成13年度から実施してきた家ネコの避妊・去勢手術について、本年度も引き続き無料で実施いたします。ただし申込書の提出が必要です。各支所の産業振興課、観光商工班で受け付けています。

申込・問合せ先

上対馬支所産業振興課	86	3111
上県支所産業振興課	84	2311
峰支所産業振興課	83	0301
豊玉支所産業振興課	58	1111
美津島支所産業振興課	54	2271
厳原支所産業振興課	52	1211

対馬市峰町共同集合店舗出店者募集

店舗の面積：131㎡

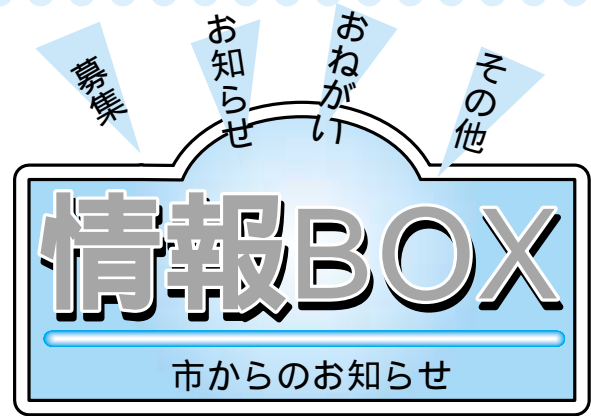
店舗の使用料：30,130円(月額)

募集業種：飲食業

申込先：対馬市峰支所産業振興課

募集締切：平成16年4月30日（金）午後5時まで
但し、土・日曜日及び祝祭日を除く

ご不明な点や詳細につきましては、
対馬市峰支所産業振興課 TEL0920-83-0301までご連絡下さい。



上対馬温泉「渚の湯」休館日のお知らせ

「渚の湯」もオープンして2ヶ月程たちました。おかげさまで目標を上回るお客様でにぎわいましたが、4月から、衛生管理のため毎月第2水曜日を休館いたします。ご不便をおかけしますが、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い致します。

5月の休館日：5月12日（水曜日）

【お問合せ先】上対馬温泉「渚の湯」

（ 0920-86-4568 ）

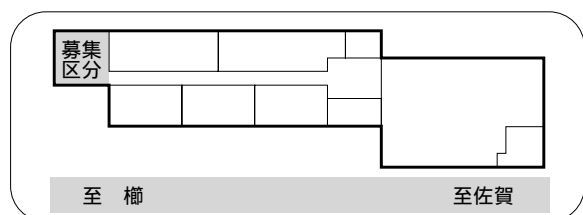
「ひとつばたご祭り」を開催します

対馬市の木であり、天然記念物の「ひとつばたご」が純白の花を咲かせる季節が近づいてきました。祭りでは、遊覧航海や「ひとつばたご」の苗木、特製弁当など特産品の販売も行います。お誘い合わせの上、白く染まった山々を見にお出ください。

1. と き：平成16年5月2日（日曜日）

午前10時から

2. ところ：対馬市上対馬町鰐浦（わにうら）
地区



学生納付特例制度

学生納付特例制度の申請は5月までに提出を

* 20歳になった方は誕生月の翌月までに提出を

学生の人も20歳になったら国民年金

国民年金制度では、20歳以上の学生の方も老齢や障害の年金の保障のため、加入のうえ保険料を納付しなければなりません。

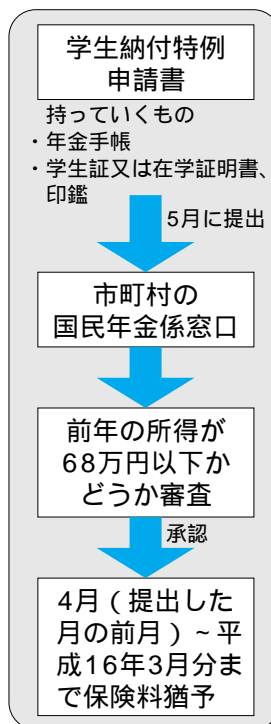
年金手帳、学生証又は在学証明書、印鑑を持って市町村の国民年金担当係へ学生の場合、年金手帳、学生証又は在学証明書、印鑑をもって住民登録している市町村へ学生納付特例の申請をし、承認されれば保険料の納付が猶予されます。

「申請月の前月分」から「保険料猶予」に

この学生納付特例制度の申請・承認は年度ごとです。3月で承認期間が切れたが引き続き学生の方は、申請した月の前月分から猶予とされているため5月までに申請が必要です。同様に20歳になった方は、誕生月の翌月までに申請となります。

卒業した方は、追納を

この猶予された期間を老齢基礎年金の額に反映させるためには、10年間の範囲内で追納することが必要です。



保険料の前納と口座振替 安心で確実な保険料の納付

平成16年度の国民年金保険料は月額13,300円です。保険料の納付は国（社会保険庁）から送付される納付書により、金融機関などで納付することができます。

また、保険料の納付の方法として、安心で確実な保険料の前納と口座振替があります。

- （前納） 月々の保険料に割引はありませんが、1年分や半年分の保険料をまとめて納めると割引がありますこれを前納といい、前納する場合は、4月に送付される納付案内書の中に1年分・半年分の納付書が添えられています。
- （口座振替） 保険料の口座振替は、毎月末日に自動的にご自身の口座から保険料の振替がされるもので、納めに行く手間も省け、納め忘れもなく、安心で確実な保険料の納付の方法です。手続きは、預金通帳と通帳届出印を持参のうえ金融機関に申し出るか、社会保険事務所の窓口で申込み手続きができます。

保険料の「前納」と「口座振替」は、安心で確実・便利な納付方法として、ぜひお勧めします。

国民年金等社会保険出張相談開設のお知らせ

各事業主、船舶所有者及び被保険者並びに年金受給者等の利便を図り、行政サービスの向上に努めるため、長崎社会保険事務局長崎北事務所の専門員により、平成16年度は、次のとおり開設されます。

開設場所	巖原支所大会議室 7月からは、旧九電ビル	美津島支所別館2階会議室	上対馬総合センター
開設時間	9時から15時まで	10時から15時まで	9時から15時まで
開設日	平成16年5月13日（木）	平成16年5月14日（金）	平成16年6月3日（木）
	7月1日（木）	7月2日（金）	8月5日（木）
	9月2日（木）	9月3日（金）	10月7日（木）
	11月4日（木）	11月5日（金）	12月2日（木）
	平成17年1月6日（木）	平成17年1月7日（金）	平成17年2月3日（木）

（問い合わせ先）長崎社会保険事務局長崎北事務所 TEL095-861-1211

または、各支所、住民生活課、年金担当まで

鳥インフルエンザについて

食品安全委員会・厚生労働省
農林水産省・環境省

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しています。
このため、鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や、自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお知らせをしています。

1．鶏肉、卵の安全性について

発生農場の鶏肉や鶏卵の一部が食品として全国に流通し、事業者が自主的に回収していますが、こうした取り組みが鶏肉や鶏卵の安全性に不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べて人に感染したという事例の報告はありません。このため、食材としての安全性は問題ありません。

それでもなお不安に思われる方は次のようにして食べてください。

鶏卵は加熱（WHOの食中毒防止のための過熱条件：中心部70℃、瞬間）することをお勧めします。

鶏肉は十分加熱して食べてください。未加熱で食べると、食中毒予防からお勧めできません。

2．鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気のかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介してウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。

今年に入って、人が鳥インフルエンザにかかった例は、ベトナムとタイで32例（3月5日現在）確認されていますが、これまで人から人にうつったことが確認された例はありません。

日本では、徹底的に対応を取っていることから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、厚生労働省では、医療機関が感染の疑いがある患者を診察した場合、直ちに報告する体制を整備しています。感染または感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にそのことを告げて受診してください。

3．飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合には

（1）鳥を飼っている方の留意点

清潔な状態で飼育し、野鳥が近くにこないようにし、鳥の排せつ物に触れた後は、手洗いやうがいをすれば、心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するなどせず、冷静に対応してください。

（2）飼っている鳥が死んでしまった場合

鳥が死んだからといって直ぐに鳥インフルエンザと疑う必要はありません。ただし、原因がわからないまま、鳥が連続して死んでしまった場合は、その鳥に素手で触ったり土に埋めたりせず、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所（0920-54-2179）、保健所（0920-52-0166）にご相談ください。

（3）野鳥が死んでいるのを見つけた場合

野鳥が死んだ場合、鳥インフルエンザだけでなく、その他の細菌や寄生虫の感染に気をつける必要があります。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合、細菌や寄生虫に感染しないよう、素手で触らず、ビニール等に入れてきちんと封をして廃棄物として処分するようにしてください。なお、このような場合には、市産業課（0920-53-6111）、家畜保健衛生所（0920-54-2179）、保健所（0920-52-0166）にご連絡ください。

また、野鳥が密集して死んでいる場合は、毒物を食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察（対馬北署0920-84-2110、対馬南署0920-52-0110）、家畜保健衛生所（0920-54-2179）、保健所（0920-52-0166）にご連絡ください。

ご存じですか 独立行政法人自動車事故対策機構は、自動車事故による 被害者の方に次の援護業務を行っています。

「交通遺児等育英資金の無利子貸付」

1. 対象者.....自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方のお子様(0歳から中学3年生)で、その保護者が住民税を納めることを要しない等一定の要件に合致する方
2. 貸付金額.....一時金155,000円 月額20,000円 入学支度金 44,000円
3. 貸付期間.....貸付決定の月から中学校を卒業する月まで
4. 利子.....無利子
5. 返還方法.....貸付終了後、20年以内の均等分割返還
但し、高校・大学等に進学した場合は在学期間は返還を猶予

「重度後遺障害者に対する介護料の支給」

1. 対象者.....自動車事故により、脳、脊髄に損傷を生じた方で、一定の要件に合致する方
2. 介護料の額.....月額136,880円～29,290円まで症状に応じて支給
又、「短期入院」についても援助

問い合わせ先 長崎市五島町1-21
独立行政法人 自動車事故対策機構 長崎支所
TEL 095-821-8853

船舶で人の運送を行う皆さんへ

海上タクシーやイルカウォッチングの運航は海上運送法が適用されます。

平成12年10月に海上運送法が改正され、総トン数に関係なく人の運送を行う船舶運航事業者は、海上運送法が適用されます。

このため、それまで海上運送法が適用されていなかった海上タクシーやイルカウォッチングなどの運航(主に5トン未満の船舶で人の運送を行う事業)を行う場合、所定の手続きが必要です。

Q&A

Q1 花火大会の観覧を頼まれ、船を運航しようと考えていますが、適用されますか？

A 花火大会などの観覧の運航を行う場合は、イルカやホエールウォッチングなどと同じく、人の運送を行うものとして、海上運送法の適用となります。また、これらの他にも海上運送法が適用される事例がありますので、お気軽にお問い合わせください。

Q2 遊漁船業や瀬渡船業は適用しますか？

A 遊漁船業や瀬渡船業のみを営む場合は適用しません。ただし、日ごろは遊漁船業や瀬渡船業を行い、臨時(1日でも)に海上タクシーや上記「花火大会」などの運航を行う場合は適用します。

Q3 適用の除外はありますか？

A ろかい船(「ろ」や「かい」を使い、手動で動く船)だけで営む船舶運航事業は除かれます。

手続き等

以上のように、海上運送法の適用がある場合は、次の手続きが必要です。

1. 不定期航路事業の開始の届出(事業開始の30日前)
2. 安全規制として、運航管理規程の届出等
3. 利用者保護規制として、船客保険の締結、運賃・料金及び運送約款の公示、
不当な差別的取扱の禁止
4. 運航実績等の提出義務

これらの手続きを行わない場合は、罰金を課されることがあります。

【お問合せ先】九州運輸局 海事振興部旅客課 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1-3-10
093-332-8089 <http://www.mlit.go.jp/kyusyu/>

ヤングネットワーク・ウイング九州2004

(九州8県共同事業：沖縄県担当)

中国・韓国でのホームステイや両国青年との交流を通して、友好親善に努めるとともに、九州青年の友情の輪を広げませんか！



- 【応募資格】 満20歳以上30歳以下の男女
 - 【応募締切】 平成16年5月10日(月)
 - 【実施日】 平成16年8月21日(土)～29日(日)の9日間
 - 【訪問先】 大韓民国(ソウル) 中華人民共和国(北京・西安)
 - 【募集人員】 28名
 - 【参加費】 73,000円(その他諸経費あり)
 - 【事前事後】 事前に2回、事後に1回県内研修、7月後半に沖縄で合同事前研修
 - 【主な活動】 テーマ別研修、ホームステイ、現地青年との交流、北京ウォーキング
- 詳細については、長崎県教育庁生涯学習課青少年班(095-822-9410)までお問い合わせ下さい。

平成16年度 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア及び シニア海外ボランティア春募集要領

	青年海外協力隊	日系社会青年ボランティア	シニア海外ボランティア
募集期間	平成16年4月10日(土)～5月20(木)	平成16年4月10日(土)～5月20(木)	平成16年4月10日(土)～5月20(木)
募集職種	約140職種 (農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの7部門)	農林水産、教育文化、医療福祉	計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療・社会福祉(9分野)
募集規模	約800名	約50名	約300名
応募資格	満20歳から満39歳(平成16年5月20日現在)までの日本国籍を持つ方		満40歳から満69歳(派遣時)までの日本国籍を持つ方
派遣国	約68ヶ国 (アジア・アフリカ、中南米・中近東・大洋州・東欧)	アルゼンチン・ボリビア・ブラジル・チリ・コロンビア・ドミニカ共和国・メキシコ・パラグアイの日系団体等	54ヶ国予定 (アジア・アフリカ、中南米・中近東・大洋州・東欧)
派遣期間	原則2年間	2年間	原則として1年ないし2年間
「体験談&説明会」内容	協力隊紹介のビデオ上映、概要説明、帰国隊員(OB・OG)とのグループカウンセリング等(入場無料)	ビデオ上映、概要説明、帰国ボランティア(OB・OG)とのグループカウンセリング等(入場無料)協力隊説明会と同時開催)	シニア海外ボランティア紹介のビデオ上映、概要説明、ボランティア(OB・OG)の体験発表等(入場無料)
資料請求方法	説明会にて資料・願書を無料で配布していますが、郵送をご希望の方は、390円切手を同封のうえ住所・氏名・電話番号を記入し、表に希望の資料を明記して(例:「シニア海外ボランティア募集要項希望」)下記「JICA九州ボランティア事業係」へ御請求下さい。		

資料請求・問い合わせ先 JICA九州 〒805-8505 北九州市八幡東区平野2-2-1 TEL 093-671-8349
e-mail:jicakicp-jpcvqc@jica.go.jp/ホームページ:http://www/jica.go.jp

青い鳥郵便葉書の 無料配布

日本郵政公社は、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、身体障害者、知的障害者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒にくぼみ入り通常郵便葉書をお入れして無料で差し上げます。

お申込み方法

1. 配布の対象... 身体障害者手帳に1級又は2級の表記のある方
・知的障害者療育手帳に「A1」または「A2」と表記のある方
2. 受付期間...平成16年4月1日(木)から平成16年5月31日(月)まで
3. 配布葉書...くぼみ入り通常郵便葉書
4. 配布枚数...一人当たり20枚
5. 申込方法...お近くの郵便局で申込ができます。(代理の方でも結構です。申込時には身体障害者手帳または療育手帳を忘れずご持参ください)。

【問合せ先】

最寄りの郵便局、または対馬市保健福祉事務所保健福祉課 (TEL0920-58-2294)

5月は「赤十字運動月間」です

今年も赤十字運動の普及を目的に、5月8日の「世界赤十字デー」にあわせ、5月を「赤十字運動月間」として、全国的に特色ある広報活動を実施いたします。

日本赤十字社の活動としては、国際救援活動でイラク戦争やイラン南東部地震の被災者への救援活動や復興支援をはじめ、アジア地域での災害対策など長期的な支援事業を海外で展開しています。国内でも台風被害時の災害救護活動をはじめ、血液事業、看護師の養成、赤十字病院の医療活動など幅広い分野で人道的活動を行っています。

これらの人道・博愛の事業を行うための財源は、皆様からお寄せいただく社資（社費、寄付金）に支えられています。赤十字の理念・活動にご理解いただき、赤十字社員のご加入と寄付にご協力くださるようお願いいたします。

社費：年額500円以上、拠出された方は赤十字社員（赤十字の会員）になります。

【お問い合わせ先】日本赤十字社長崎県支部対馬市地区事務局（対馬市社会福祉協議会内）

0920-58-1432



登記相談の実施について

長崎地方法務局対馬支局では、統合廃止登記所（旧豊玉出張所、旧佐須奈出張所）の管轄区域内に職員が向向いて登記相談を実施します。

なお、登記相談は長崎地方法務局対馬支局の業務時間（8:30～17:00 土・日・祝祭日を除く）で受けることもできます。

相談日	実施場所	相談対応時間
平成16年 4月21日(水)	上対馬総合センター	午前10時から12時 午後1時から3時
平成16年 5月19日(水)	対馬市峰支所	午前10時から12時 午後1時から3時
平成16年 7月21日(水)	対馬市上県支所	午前10時から12時 午後1時から3時
平成16年 8月18日(水)	対馬市豊玉支所	午前10時から12時 午後1時から3時

【お問合せ先】長崎地方法務局対馬支局 総務課
0920-52-6463

労災保険相談受付中

（財）労災保険情報センター（RIC）では、労災保険制度全般のご相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

（財）労災保険労働センター 長崎事務所
〒850-0045 長崎市宝町5番5号 平田ビル4階
TEL095-845-7835 FAX 095-845-7845
フリーダイヤル 0120-848-847

事務所の名前が変わりました

旧名称：厳原労働基準監督署
（住所）〒817-0016 長崎県下県郡厳原町大字
厳原東里341-42 厳原地方合同庁舎

新名称：対馬労働基準監督署
（住所）〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里
341-42 厳原地方合同庁舎

事業主の皆様へ

労働保険の申告・納付はお早めに!!

労働保険料（労災保険・雇用保険）の申告・納付の手続きは、4月1日から5月20日までです。

最寄りの金融機関（銀行・郵便局）で、お早めに手続きをお済ませください。

ご不明の点は、労働基準監督署または公共職業安定所へご相談ください。

【お問合せ先】

対馬労働基準監督署（ 0920-52-0234）

対馬公共職業安定所（ 0920-52-8609）



労働基準法が改正されました

～多様な働き方の実現と安心して働くことができるルールづくりを目指して～

平成15年7月4日に、労働契約や労働時間に係る制度について、多様な働き方に応じた実効あるものとするための見直しを行った「労働基準法の一部を改正する法律」が公布され、関係する省令や告示とともに、平成16年1月1日から施行されました。

I. 有期労働契約に関する改正

1. 契約期間の上限の延長

有期労働契約（期間の定めのある労働契約）について、契約期間の上限は原則3年（「専門的知識等」を有する者や、満60歳以上の者と有期労働契約を締結する場合は5年）とされました。

2. 有期契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

有期労働契約の締結時や期間の満了時におけるトラブルを防止するため、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が制定されました。この基準に基づき雇止めする場合、少なくとも30日前に予告することとなります。

II. 解雇に関する改正

1. 解雇権濫用法理の明文化

解雇をめぐるトラブルの防止・解決を図るため、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」との規定が新設されました。

2. 就業規則への「解雇の事由」の記載

労使当事者間において、解雇についての事前の予測可能性を高めるため、就業規則に「退職に関する事項」として「解雇の事由」を記載する必要があることが、法律上明確にされました。

3. 労働契約締結時における「解雇の事由」の明示

労使当事者間において、解雇についての事前の予測可能性を高めるため、労働契約の締結に際し、使用者は「解雇の事由」を書面の交付により労働者に明示しなければならないことが明確にされました。

4. 解雇理由の明示

解雇をめぐるトラブルを未然に防止し、その迅速な解決を図るために、これまでの退職時証明に加えて、労働者は解雇の予告をされた日から退職の日までの間においても、解雇の理由についての証明書を請求できることとされました。

III. 裁量労働制に関する改正

1. 専門業務型裁量労働制

専門業務型裁量労働制を導入する場合には、使用者が労働者の健康・福祉確保措置及び苦情処理に関する措置を講ずることを労使協定で定めなければならないこととされました。

2. 企画業務型裁量労働制

企画業務型裁量労働制については、本社等に限定されていた事業場要件等が緩和されました。

24時間電話を通して健康をおとどけします 健康テレホンサービス

【長崎】

(095)826-5511

【佐世保】

(0956)23-4300

お知らせ

毎年の「健康テレホンサービス」放送原稿を収載した、
小冊子『健康一口メモ』を販売中です。
第9～10集:1冊300円
第12～17集:1冊400円 ご注文は下記へ

祝祭日は前日のテープが流れます。
朝9時から翌朝9時までの24時間、同じ内容のテープが3分間流れます。
曜日毎にテーマが決められ(日替わりメニュー)月ごとにかかります。
内容は専門の医師・歯科医師がつくります。
放送内容に関するご質問・ご要望などがございましたら、保険医協会事務局までご連絡下さい。

長崎県保険医協会

〒850-0056 長崎市恵美須町2-3フコク生命ビル2F
TEL095-825-3829/ FAX095-825-3893

長崎県保険医協会は国民も医師もともによるこべる
医療改善をめざす開業医の団体です。

2004年4月のテーマ

- 月 脂肪肝
- 火 膵臓がん
- 水 新学期、新入生への注意
- 木 じんましん
- 金 摂食障害
- 土・日 性欲がない(性欲の低下)

2004年5月のテーマ

- 月 天気と片頭痛
- 火 天気と神経痛
- 水 子どもの喘息は治るのか
- 木 メニエール病についてご存じですか?
- 金 歯性感染症 口腔内細菌と全身疾患の関係
- 土・日 カンジダ腔炎

交通事故情報

平成16年3月15日現在

区 分		厳原町	美津島町	豊玉町	峰 町	上 県 町	上対馬町	対馬市全体
発生件数	本 年	6	7	0	1	1	1	16
	昨年比	- 1	4	- 4	1	1	- 1	0
死者数	本 年	1	0	0	0	0	0	1
	昨年比	1	0	0	0	0	0	1
負傷者数	本 年	5	10	0	1	0	1	17
	昨年比	- 3	6	- 4	1	1	- 2	- 1

訂正とお詫び

3月15日発行の「広報つしま」と「対馬市便利帳」の記載内容に誤りがありました。関係者の皆様にお詫びして、下記のとおり訂正します。

【広報つしま】

3頁最終段「社会福祉協議会長」
(誤) 廣田幸男 (正) 廣田幸雄
9頁最終段「対馬市教育委員会豊玉事務所」
学校給食共同調理場長(誤) 橋本政次 (正) 川上幸義
12頁中段「豊玉診療所完成」の記事の中で、「人工透析施設も設置され」と記載いたしましたが、人工透析施設については、現在未整備で診療が出来ません。
お詫びして訂正いたします。

【対馬市便利帳】

6頁「区域名の表示」(誤) 富浦 (正) 富浦
11頁「手続き・問合せ先」
(誤) 各支所の住民生活課 (正) 各支所の健康福祉課
17頁「業務内容」
(誤) 請願・陳情=総務課 (正) 請願・陳情=企画課
25頁「役職名」(誤) 主管 (正) 主幹
31頁「豊玉高校電話番号」
(誤) 88 0399 (正) 58 0399